

川西市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市上下水道事業管理者 酒本 恭 聖

川西市上下水道事業管理規程第 3 号

川西市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

川西市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年川西市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(主任技術者の職務等) 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認 (4) (略)	(主任技術者の職務等) 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認 (4) (略)
(事業の運営に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めな	(事業の運営に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めな

なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) (略)

なければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) (略)

付 則

この規程は、公布の日から施行する。